

議案第42号

札幌市議会事務局設置条例の一部を改正する条例案
令和5年（2023年）12月12日提出

全議員

札幌市議会事務局設置条例の一部を改正する条例
札幌市議会事務局設置条例（昭和33年条例第19号）の一部を次のように
改正する。

第2条第2項中「主査」を「主幹、副主幹又は主査」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

札幌市職員の定年の引き上げを踏まえ、令和6年度から本市議会の事務局の
書記として、新たな職を置くことができることとするため、本案を提出する。